

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年8月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500112号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500015号

第1 結論

昭和51年3月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年3月から昭和54年3月まで

私が、20歳になった昭和51年*月に、母親が当時居住していた市の市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。請求期間の国民年金保険料については、母親が毎月ごとに同市役所で納付してくれていたはずである。私が結婚した昭和54年3月に、母親から国民年金手帳を手渡され、「今までの国民年金保険料は私が払っていたから。」と言われたことを覚えているのに、私の請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付してくれたとする母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、母親が請求者の国民年金の加入手続を昭和51年*月に、当時居住していた市の市役所で行ってくれたと主張しているが、請求者の同手続を行った時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格取得記録等から、昭和54年7月頃と推認される上、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求期間後に別の地域で居住していた際に付番されたものであることが当該手帳記号番号により確認できることから、請求者が主張する国民年金の加入手続の時期及び場所が一致しない。

さらに、前述の請求者の推認される加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を納付するには、第3回特例納付及び過年度納付により納付するほかないが、請求者の母親が当該期間の保険料を納付してくれたとする市役所では、制度上、特例納付及び過年度納付により保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500120号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500057号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年6月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格取得年月日は、昭和52年7月1日となっているが、B社から系列子会社であるA社に昭和52年6月21日に移籍したため、昭和52年6月21日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答により、請求者がA社に、昭和52年6月21日から同年7月1日までの期間に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の記録によると、A社は、昭和52年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において、適用事業所ではないことが確認できる。

また、請求者と同時期にB社からA社に移籍した同僚が所持する給与明細表では、請求期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、請求者及び請求者と同時期に移籍した者に係る厚生年金保険料控除については、上記給与明細表を所持する者と同じ取扱いであった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500126号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

年金記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成9年6月26日となっているが、同社には同年6月末まで勤務していた上、同年6月分の厚生年金保険料が控除されている給料支払明細書を持っているので同喪失年月日は同年7月1日になるのではないかと。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成9年6月分のA社の給料支払明細書において、請求者が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は、平成9年6月25日となっており、当該離職日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の記録と符合している上、オンライン記録において、請求期間に同社における被保険者記録が確認できる元従業員に照会を行い、複数の者から回答を得たものの、請求者の請求期間における勤務実態を確認できる陳述は得られなかった。

また、請求者及び請求期間当時の元役員は、A社の当時の給料支払方法は、毎月25日締め当月28日支払であり、交通費は先払い制であったとしていることから、平成9年6月分給料の計算期間は、同年5月26日から同年6月25日までであると認められるところ、同年6月分給料支払明細書において、交通費が記載されていないことから、請求者は、同年6月26日以降勤務していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元役員は、「会社は既に無く、当時の代表取締役も死亡しており、当時の資料は無い。」としており、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、厚生年金保険法第19条においては、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」とされている。こ

これらのことから、請求者のA社における資格喪失年月日は平成9年6月26日であり、請求者の主張する同年6月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500109号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(脱)第1500004号

第1 結論

昭和35年4月29日から昭和40年7月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年4月29日から昭和40年7月30日まで

老齢年金の受給を控え、平成18年4月に社会保険事務所(当時)に行き、年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給済みとのことであった。しかしながら、私は請求手続をした覚えがないので脱退手当金を受け取っていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が押印されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者原票の氏名は、婚姻(昭和40年11月*日)後の昭和42年11月16日に旧姓から新姓に変更されており、請求期間の脱退手当金が同年12月14日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、請求者は、請求期間当時の夫の日記帳の写しを提出し、脱退手当金を受給していない旨を主張しているが、当該日記帳をもって、脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。